

『診療所のための医科点数表 2006 年 4 月版』の訂正

ご購入いただきました「診療所のための医科点数表 2006 年 4 月版」(平成 18 年 4 月 30 日発行)に下記の誤りがありました。お詫び致しますとともに、訂正下さいますようお願い申し上げます。

訂正箇所			
63 頁 左段 6 行目 中 略 を下記と差し替え			
差し替え文			
<table border="1"><tr><td>C113</td><td>寝たきり老人訪問指導管理料</td><td>430 点</td></tr></table> <p>注 1 在宅寝たきり老人(老人保健法の規定による医療を提供する患者に限る。)に対して、訪問して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、当該患者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p> <p>2 初診料を算定する日に行った指導又は当該初診の日から 1 月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。</p> <p>3 当該保険医療機関を退院した患者に対して退院の日から 1 月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、入院基本料に含まれるものとする。</p> <p>4 区分番号 B 001 の 1 に掲げるウイルス疾患指導料、区分番号 B 001 の 6 に掲げるてんかん指導料、区分番号 B 001 の 7 に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号 B 001 の 12 に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料を算定している患者については算定しない。</p> <p>5 寝たきり老人訪問指導管理料を算定すべき指導を行った場合においては、区分番号 B 000 に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号 B 001 の 8 に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料は、所定点数に含まれるものとする。</p> <p>6 同一の患者につき 1 月以内に寝たきり老人訪問指導管理料を算定すべき指導を 2 回以上行った場合においては、寝たきり老人訪問指導管理料は 1 回とし、1 回目の指導を行ったときに算定する。</p>	C113	寝たきり老人訪問指導管理料	430 点
C113	寝たきり老人訪問指導管理料	430 点	